

教 育 委 員 会 会 議 提 出 議 案

第 6 6 号

福岡県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術
の利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

このことについて、別案のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 6 日
教 育 長

(理由)

「福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の名称が「福岡県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に変更されたことを受け、「知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の名称が「知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に変更されたことに伴い、題名を改める等、所要の規定の整備を行うものである。

福岡県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の
利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について（概要）

1 制定理由

「福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の名称が「福岡県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に変更されたことを受け、「知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の名称が「知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に変更されたことに伴い、題名を改める等、所要の規定の整備を行うものである。

2 施行期日

公布の日

福岡県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年 月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

福岡県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信

の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

福岡県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年福岡県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県教育委員会等に係る情報通信技術を活用した行政

の推進等に関する規則

本則中「知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正案	現行
福岡県教育委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則 福岡県教育委員会若しくは福岡県教育委員会に置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの（以下「福岡県教育委員会等」という。）に対して行うこととされ、又は福岡県教育委員会等が行うこととしている手続等及び教育委員会規則の規定（条例に基づくものを除く。）に基づいて福岡県教育委員会等に対して行うこととされ、又は福岡県教育委員会等が行うこととしている申請、通知その他の行為を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、<u>知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</u>（平成十六年福岡県規則第二十五号）の規定の例による。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	福岡県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 福岡県教育委員会若しくは福岡県教育委員会に置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの（以下「福岡県教育委員会等」という。）に対して行うこととされ、又は福岡県教育委員会等が行うこととしている手続等及び教育委員会規則の規定（条例に基づくものを除く。）に基づいて福岡県教育委員会等に対して行うこととされ、又は福岡県教育委員会等が行うこととしている申請、通知その他の行為を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、<u>知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u>（平成十六年福岡県規則第二十五号）の規定の例による。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。